

## 予定価格等の事後公表案件に係る入札手続について

宇治市総務・市民協働部契約課

競争入札における公平性及び適正性を確保するため、宇治市が発注する工事案件のうち、予定価格等の事後公表案件（予定価格が1億円以上の工事）に係る手続については、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### 1. 公告から入札まで

設計図書類に対する質疑受付期間を設ける。

質疑受付は公告の日から入札参加資格の確認通知の翌日（休日等を除く。）の正午までとし、質疑回答は質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に全入札参加者に対し回答する。

### 2. 入札期間終了後から開札まで

#### （1）内訳書に対する質疑受付期間の設定

入札期間終了後に市が積算した内訳書を公表するとともに、その内訳書に対する質疑受付期間を設ける。

質疑受付は、内訳書を公表した日（入札期間終了当日）から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとし、質疑回答は質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

#### （2）入札参加者の内訳書の確認

入札期間終了後、市は入札参加者が提出した内訳書を確認することができることとする。その際、内訳書には入札参加者名を表示しないこととし、外部に漏えいすることがないよう厳重に管理しなければならない。

### 3. 開札又は取りやめ

1. 及び2. の結果、入札執行に支障がなければ開札することとし、支障があれば当該案件の入札手続を取りやめ、全入札参加者へ連絡することとする。

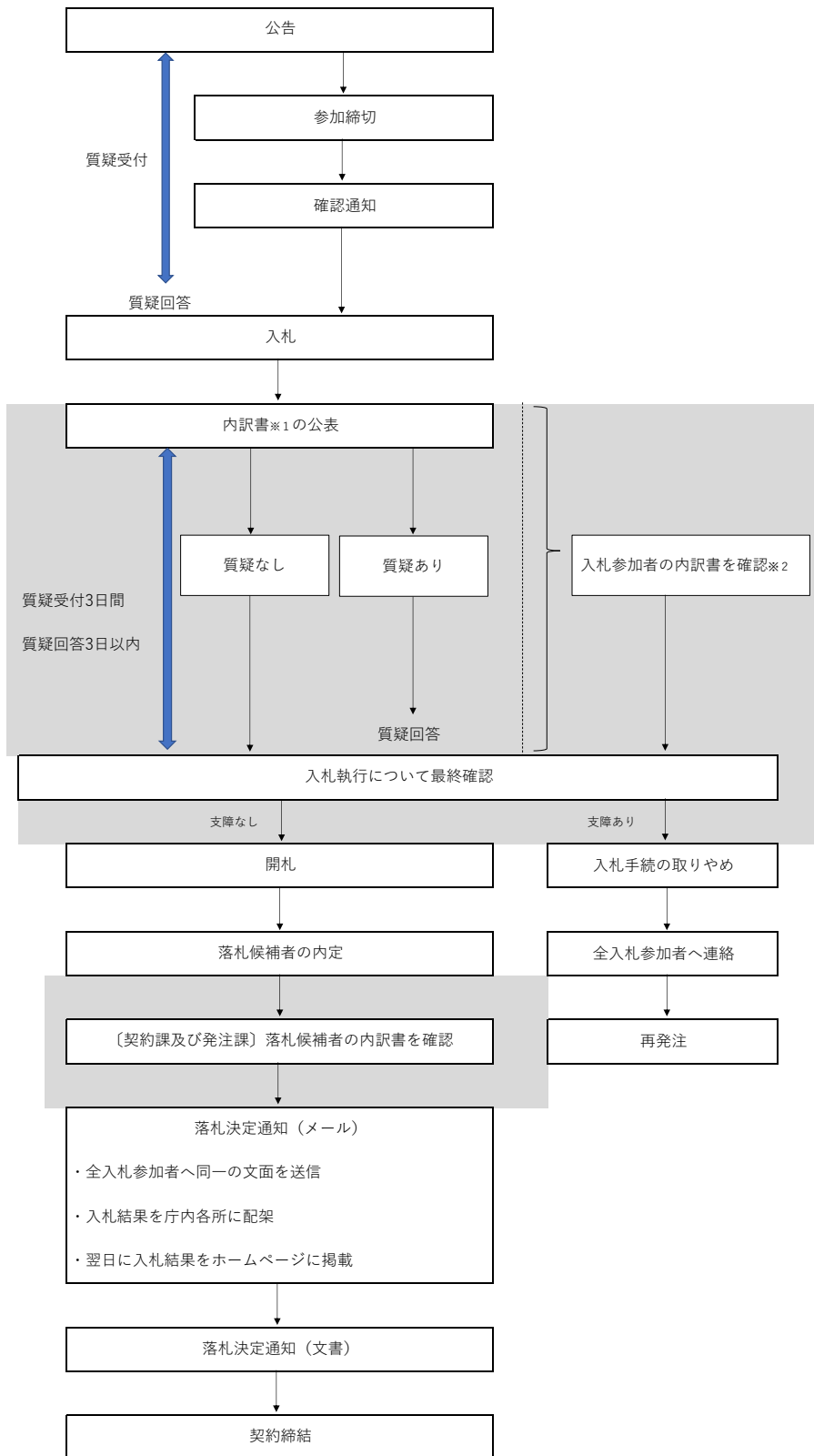
### 4. 開札から契約締結まで

契約課及び発注課は落札候補者が提出した内訳書を確認し、適切であると確認した場合は落札決定の通知をする。

### 5. その他

- ・発注時の公告に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
- ・事後公表案件を取りやめた場合は、原則、事前公表案件として再発注する。
- ・令和4年7月19日以降に公告する案件から適用する。

○ 予定価格等の事後公表案件に係る入札制度の見直しについて



※1 入札参加者に提出を求めている市が定めた様式により公表する。

※2 確認する内訳書には入札参加者名を表示しない。